

八王子市立城山中学校 令和8年度部活動に関する活動方針

本方針は、「八王子市立学校に係る部活動の方針」に基づき、部活動が地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 1 部活動を通して、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生徒がスポーツや文化活動等を楽しむことで、生涯にわたってスポーツ、文化及び科学等に親しむ能力や態度の育成を図る。
- 2 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むものであり、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないように、留意する。
- 3 部活動の実施にあたり、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や熱中症・落雷も含めた活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 4 部活動の指導者は、部活動が生徒の自主的・自発的な参加によって行われるように、個々の生徒が、自分の目標や課題、部活動内の役割などを自ら設定し、その達成、解決に向けて必要な取組を考え、実践に繋げられるように支援する。また、学校には多様な特性をもつ生徒がいることを理解し、生徒の困難さに着目した組織的で丁寧な指導を行う。さらに、部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引等を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。
- 5 生徒は、主体的に部活動に参加し、試合やコンクール等の結果だけを目的とするのではなく、他学年や同学年の生徒同士の良い人間関係を築いたり、自己の目標に向かって努力したりするなど、豊かな学校生活の創造に努める。
- 6 保護者は、学校の部活動の方針や計画を理解し、学校や顧問と協力して、生徒の心身の健康管理に努め、生徒の調和のとれた生活を支える。
- 7 適切な休養日等の設定
 - (1) 特色のある部活動・広域活動
 - ① 学期中平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日の休養日を設ける。
 - ② 特別な事情により休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。
 - ③ 実質活動時間は、平日では2時間程度、休日では3時間程度とする。
 - (2) 4つのカテゴリー区分の部活動
 - ① 平日2日程度の実施とする。
 - ② 実質活動時間は、1時間程度とする。
 - ③ 生徒・保護者の希望、学校の対応範囲内で状況に応じる
 - (3) 長期休業中の休養日の設定についても、上記(1)(2)に準じて取り扱う。
 - (4) 実質活動時間
 - ① 活動準備・片付けやミーティング等を除いた活動時間を指す。
 - ② 活動内容を精査し、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- 8 指導・運営にかかる体制構築
 - (1) 校長は、円滑で持続可能な部活動が実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
 - (2) 校長は、生徒の安全確保・職員の過負荷解消・事故防止の視点から指導・是正を行う。
- 9 今年度の開設部活動
 - (1) 運動系
バスケットボール、バドミントン、柔道、陸上競技、軽スポーツ
 - (2) 文化系
吹奏楽、美術